

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年12月20日

【計算期間】 第23期(自 平成23年 3 月23日 至 平成23年 9 月20日)

【ファンド名】 e - ファンド@ピクテ
(以下「ファンド」といいます。)

【発行者名】 ピクテ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 萩野 琢英

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号

【事務連絡者氏名】 佐藤 直紀

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 1 号

【電話番号】 03-3212-3411

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、日本を含めた世界主要市場のIT（情報通信技術）関連企業の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

信託金の限度額は1,000億円です。

ファンドの商品分類は、追加型投信／内外／株式です。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づきます。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券 不動産投信 その他資産 資産複合
	内外	

属性区分表(ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	あり (フルヘッジ)
一般	年2回		
大型株		日本	
中小型株		北米	
債券	年4回	欧州	
一般		アジア	
公債	年6回(隔月)	オセアニア	
社債		中南米	
その他債券	年12回(毎月)	アフリカ	
クレジット属性		中近東(中東)	
不動産投信	日々	エマージング	
その他資産			なし
資産複合	その他		

< ファンドが該当する商品分類の定義 >

商品分類	定義
単位型・追加型 追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域 内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産(収益の源泉) 株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< ファンドが該当する属性区分の定義 >

属性区分	定義
投資対象資産 株式 一般	目論見書または投資信託約款において、主として株式(大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。)に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度 年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域 グローバル(日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含みます)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジ あり(フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

(注) ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のインターネット・ホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)で閲覧できます。

ファンドの特色

- a 主な投資対象は、世界のIT（情報通信技術）関連企業の株式です。
- 21世紀のIT（情報通信技術）革命と新しいサービスをリードする企業を世界中から厳選します。
 - 世界のIT関連セクターを下記の9つのサブセクターに分類し、企業の高い成長性に注目します。
 - 投資型企業、- ネットリテール、- ネットコマース、
 - プロバイダー、- ITサービス・ITサポート、- メディア・エンターテインメント、
 - 通信サービス、- 通信関連機器（ハード）、- ITプラットフォーム（ソフト）
 - 上記の企業群から以下の点を重視して銘柄選択を行います。
 - ・ 技術力・ビジネスモデルの優位性から潜在成長力を持つ企業
 - ・ 産業再編および規制緩和の進展により、利益成長が期待できる企業
 - ・ 企業リストラ後の潜在成長力が評価できる企業
 - 未上場・未登録の株式を信託財産の純資産総額の10%以内の比率で組入れることもあります。
- b 原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。
- c 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。
- 毎年3月、9月の各20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

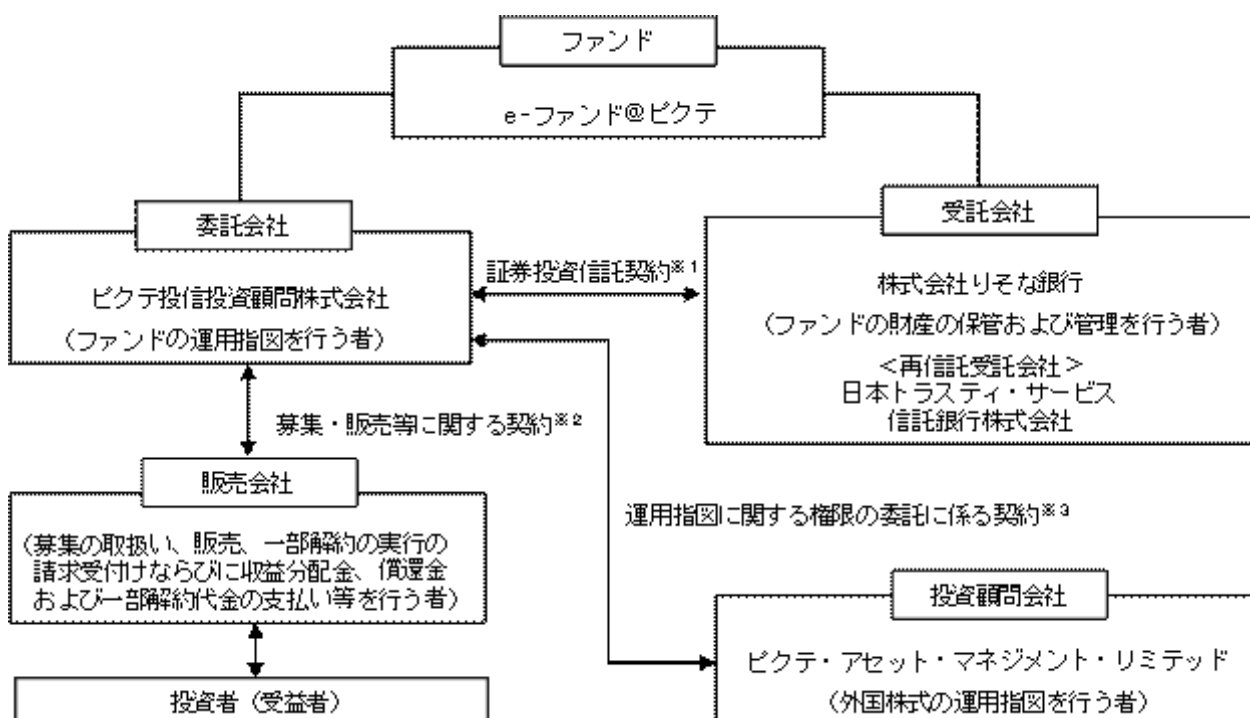
資金動向、市況動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成12年3月31日 信託契約締結、ファンドの設定および運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人



- 1 ファンドの投資対象・投資制限、委託会社・受託会社・受益者の権利義務関係等が規定されています。
- 2 販売会社が行う募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等について規定されています。
- 3 委託会社が委託する運用の指図に係る業務の内容、運用指図に関する権限の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況(平成23年11月末日現在)

- ・資本金：2億円
- ・沿革：昭和56年 ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年 ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年 投資顧問業の登録、投資一任業務の認可取得
平成9年 ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
平成9年 投資信託委託業務の免許取得
現在に至る
- ・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	所有株式比率
ピクテ・アジア・プライベート・リミテッド	シンガポール共和国 シンガポール #02-00 ロビンソンロード 80	800株	100%

(参考) - ピクテ・グループとは -

ピクテ・グループの中核である「ピクテ銀行」は、スイス・ジュネーブで1805年の創業以来2世紀にわたり資産運用専門銀行(プライベート・バンク)として、世界中の投資者から厚い信頼を得ています。

「ピクテ投信投資顧問株式会社」は、「ピクテ銀行」の伝統ある運用サービスを日本の投資者に提供すべく日本法人として設立され、日本の投資者のニーズに合った資産運用業務を行っています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドは、日本を含めた世界主要市場のIT(情報通信技術)関連企業の株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指します。

投資態度

- a 21世紀のIT(情報通信技術)革命と新しいサービスをリードする企業を世界中から厳選します。
- b 世界のIT関連セクターを下記の9つのサブセクターに分類し、企業の高い成長性に注目します。
 - 投資型企業、○ネットリテール、○ネットコマース、
 - プロバイダー、○ITサービス・ITサポート、○メディア・エンターテインメント、
 - 通信サービス、○通信関連機器(ハード)、○ITプラットフォーム(ソフト)
- c 上記の企業群から以下の点を重視して銘柄選択を行います。
 - (a)技術力・ビジネスモデルの優位性から潜在成長力を持つ企業
 - (b)産業再編および規制緩和の進展により、利益成長が期待できる企業
 - (c)企業リストラ後の潜在成長力が評価できる企業
- d 未上場・未登録の株式を信託財産の純資産総額の10%以内の比率で組入れることもあります。
- e 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります。
- f 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

日本を含めた世界主要市場のIT(情報通信技術)関連企業の株式を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
- (a)有価証券
- (b)デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限り、)
- (c)金銭債権((a)、(b)および(d)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。)
- (d)約束手形((a)に掲げるものに該当するものを除きます。)

b 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に係る権限の委託を受けた者を含みます。以下、関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図できます。

- a 株券または新株引受権証券
- b 国債証券
- c 地方債証券
- d 特別の法律により法人の発行する債券
- e 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- f 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j コマーシャル・ペーパー
- k 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
- l 外国または外国の者の発行する証券または証書で、aからkまでの証券または証書の性質を有するもの
- m 投資信託または外国投資信託の受益権(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o 外国貸付債権信託受益権(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
- q 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
- t 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v 外国の者に対する権利でuの有価証券の性質を有するもの

なお、aの証券または証書、lならびにqの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券およびeならびにqの証券または証書のうちbからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、mおよびnの証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

- a 預金
- b 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- c コール・ローン
- d 手形割引市場において売買される手形
- e 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f 外国の者に対する権利でeの権利の性質を有するもの

の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、 のaからdまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

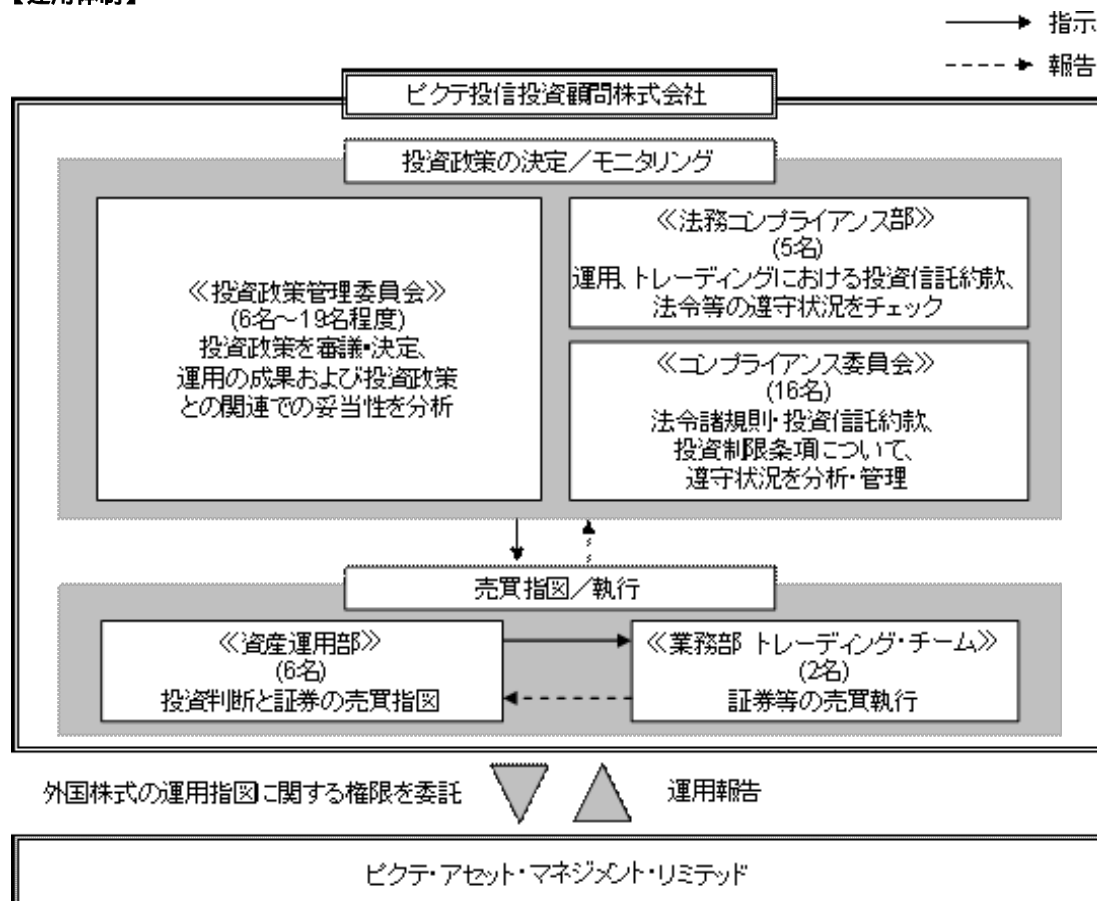
その他

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。))における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。))ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。な

お、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

- c 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- d 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- e 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- f 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- g 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- h 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信託財産の一部解約等の事由により、売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- i 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。信託財産の一部解約等の事由により、借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- j 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- k 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。

(3)【運用体制】



- ・運用にあたっては、外国株式の運用指図に関する権限を「ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド」へ委託します。
- ・投資政策管理委員会（6名～19名程度）において、投資政策が審議・決定されます。
- ・モニタリングに関しては、法務コンプライアンス部（5名）において、運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況がチェックされます。また、コンプライアンス委員会（16名）において、法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況が分析・管理されます。投資政策管理委員会においては、前記のほか、運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。これらのモニタリングの結果、必要に応じて、関連部署に指示が出されます。
- ・委託会社においては、運用方針に関する社内規則、運用担当者に関する社内規則およびトレーディングに関する社内規則などのほか、インサイダー取引防止に関する規則等を定め、運用が行われております。
- ・運用の委託先に対しては、適宜運用状況の報告を求め、また法務コンプライアンス部、コンプライアンス委員会および投資政策管理委員会において、運用のガイドライン等に基づいた運用がなされているかを確認します。
- ・受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っており、また受託会社としての事務遂行力が適宜モニタリングされます。

運用体制は、平成23年11月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
- 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

ファンドの決算日

毎年3月、9月の各20日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

収益分配金のお支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

株式への投資割合（投資信託約款）

制限を設けません。

投資する株式等の範囲（投資信託約款）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

上記に関わらず、次に掲げる発行会社の発行する株式および外国におけるこれに準ずる発行会社の発行する株式については、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- a 金融商品取引法第24条の規定に基づき有価証券報告書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。）を継続的に提出している発行会社（金融商品取引法第5条に規定する有価証券届出書（総合意見が適正である旨の監査報告書が添付されているものに限る。）を提出している発行会社を含む。）
- b 会社法（平成17年法律第86号）に基づく監査（会社法施行の際に存する会社について、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）に基づいて行われた監査を含みます。以下同じ。）が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社
- c 公認会計士または監査法人により金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正または適法である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託会社において入手できる発行会社で、今後も継続的に開示が見込める会社

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（投資信託約款）

取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資信託証券への投資割合（投資信託約款）

信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合（投資信託約款）

取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合（投資信託約款）

信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合（投資信託約款）

信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資割合（投資信託約款）

制限を設けません。

信用取引の指図範囲（投資信託約款）

信用取引による株券の売付に係る建玉の時価総額は信託財産の純資産総額の範囲内とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（投資信託約款）

a 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」aからdに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売り約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

c 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」aからdに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額

の範囲内とします。

- (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入
有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」a から d に掲げる金融
商品で運用している額(以下(b)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ
対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総
額を差し引いた額、以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受
益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より
少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および
償還金等を加えた額を限度とします。

- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッ
ジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引に係る支払いプ
レミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(投資信託約款)

- a スワップ取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全
部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- b スワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等
の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えること
となった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものと
します。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(投資信託約款)

金利先渡取引および為替先渡取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信
託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

有価証券の貸付の指図および範囲(投資信託約款)

- a 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%以内と
します。
- b 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合
計額の50%以内とします。

公社債の空売りの指図範囲(投資信託約款)

信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲
内とします。

公社債の借入れ(投資信託約款)

借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(投資信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約される
ことがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲(投資信託約款)

外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算し
た額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避
するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

資金の借入れ(投資信託約款)

- a 委託会社は、借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価
証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解
約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金
日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金な
らびに有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の
純資産総額の10%以内とします。
- c 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借
入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産と
して有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えるこ
ととなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由
により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信
託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示す

る証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

ファンドの投資に当たりましては、以下のようなファンドの運用に関わるリスク等に十分ご留意ください。ファンドは、株式等に投資しますので、ファンドの基準価額は、組入れている株式の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。したがって、投資者の皆様は投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、収益や投資利回り等も未確定です。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

- a 株式投資リスク(価格変動リスク、信用リスク)
 - ・ 特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、平均的な株式市場の動きと比べて異なる動きをする場合やその価格変動が大きい場合があります。未上場・未登録の株式の組入れを行うこともあります。これらの株式は流動性が上場株式に比べて著しく劣る場合があります。価格変動が極めて大きい場合があります。
 - ・ 組入れた株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。
- b 為替に関するリスク
 - ・ ファンドは、外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。ファンドは高位の為替ヘッジ比率を保つことで為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジが行われない部分やオーバーヘッジとなる部分が発生すると考えられます。したがって、部分的にはありますが、為替変動の影響を直接受けることが想定されます。
 - ・ 為替ヘッジを行う場合には、為替ヘッジを行う通貨の金利と円金利を比較して、円金利の方が低い場合には、当該金利差相当分の為替ヘッジコストがかかります。なお、為替ヘッジを行うことによって、為替変動の影響が完全に排除できるとは限りません。
- c 有価証券先物取引等に伴うリスク
 - ・ ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合には、ファンドの基準価額は有価証券先物取引等の価格変動の影響を受けます。
- d 流動性リスク
 - ・ 市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合、投資銘柄が未上場である場合等には、機動的に有価証券等を売買できない場合があります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。
- e 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク
 - ・ 解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却(先物取引等については反対売買)しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落する可能性があります。

その他の留意点

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みおよび解約請求の受付を取消することができます。その場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして後記の解約価額に準じて計算された価額とします。
- ・ ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には、信託契約を解約し償還される場合があります。

ファンドの取得申込者には、慎重な投資を行うためにファンドの投資目的およびリスク等を認識することが求められます。

(2) リスクの管理体制

委託会社では以下の関連組織においてファンドのリスク管理を行っています。

< 法務コンプライアンス部 >

日次で運用・トレーディングの状況ならびに資産の組入れの状況、投資信託約款、投資ガイドラインおよび法令等の遵守状況をモニタリングします。

< コンプライアンス委員会 >

月次で法令諸規則、投資信託約款および投資制限条項について、その遵守状況を分析し、管理します。

< 投資政策管理委員会 >

月次で運用の成果および投資政策との関連での妥当性が分析されます。

リスクの管理体制は、平成23年11月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

3.15% (税抜3.0%) の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乘じて得た額とします。

上記は1口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乘じて得た額となります。

詳しくは、販売会社にてご確認ください。

申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は無手数料となります。

償還乗換優遇措置等の取扱いを行う販売会社では、一定の条件を満たした場合に申込手数料が割引または無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は、取得申込みの際に販売会社の定める日までに販売会社へ支払うものとします。

（２）【換金(解約)手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.89% (税抜1.8%) の率を乘じて得た額とし、その配分は次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.8925% (税抜0.85%)	年率0.8925% (税抜0.85%)	年率0.105% (税抜0.1%)

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支払いのときに信託財産中から支払います。

なお、委託会社の信託報酬には、運用指図に関する権限の委託先に係る投資顧問会社への報酬が含まれています。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

ファンドの財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払います。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係る消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。

ファンドにおいて資金借入れを行った場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

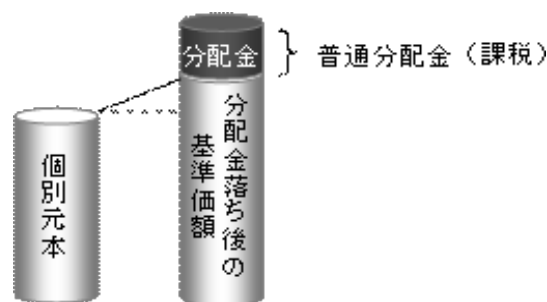
ファンドは株式投資信託であり、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時における差益(法人の受益者の場合は、個別元本超過額)が課税の対象となります。なお、収益分配金のうちの特別分配金は課税されません。

< 収益分配金の課税 >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱い(配当所得)となる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

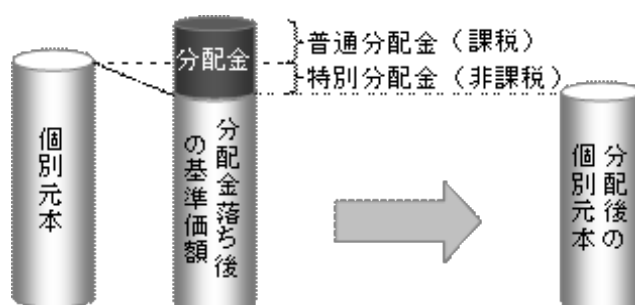
<イメージ図>



当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>



<個別元本について>

個別元本とは、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預かりでない受益証券および記名式受益証券については受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（特別分配金については、前記の「収益分配金の課税」を参照ください）。

<解約時および償還時の課税について>

個人の受益者の場合、解約時および償還時における差益が課税対象（譲渡所得とみなされます。）となります。

法人の受益者の場合、解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

<個人の受益者に対する課税>

収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります（原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行うことにより申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます）。

解約時および償還時における差益（譲渡所得とみなして課税されます。）に係る税率は、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります）。

<法人の受益者に対する課税>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税）、平成26年1月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません）。

なお、ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

上記は、平成23年11月末日現在のものですので、税制が改正された場合等には、税率が変更される場合があります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（平成23年10月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	93,545,021	54.95
	日本	19,265,720	11.32
	イスラエル	13,555,401	7.96
	フランス	9,277,515	5.45
	イギリス	9,221,860	5.42
	ドイツ	8,066,976	4.74
	スイス	6,306,843	3.70
	オランダ	3,669,799	2.16
	小計	162,909,135	95.70
現金・預金・その他資産(負債控除後)		7,317,988	4.30
合計(純資産総額)		170,227,123	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄明細

（平成23年10月末日現在）

	銘柄名	国名	種類	業種	数量(株)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	250	32,004.23 8,001,058	31,484.86 7,871,215	4.62
2	EMC CORPORATION MASS	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	3,500	1,749.37 6,122,812	1,946.08 6,811,288	4.00
3	EQUINIX INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	800	7,401.02 5,920,818	7,699.58 6,159,666	3.62
4	TELECITY GROUP PLC	イギリス	株式	ソフトウェア・サービス	8,000	710.33 5,682,700	751.05 6,008,428	3.53
5	WIRECARD AG	ドイツ	株式	ソフトウェア・サービス	4,500	1,253.43 5,640,465	1,289.09 5,800,916	3.41
6	CHECK POINT SOFTWARE TECH	イスラエル	株式	ソフトウェア・サービス	1,200	4,477.62 5,373,147	4,595.80 5,514,963	3.24
7	GLOBAL PAYMENTS INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	1,500	3,372.79 5,059,192	3,641.81 5,462,715	3.21
8	DASSAULT SYSTEMES SA	フランス	株式	ソフトウェア・サービス	800	5,774.03 4,619,229	6,809.69 5,447,759	3.20
9	VMWARE INC-CLASS A	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	700	7,137.45 4,996,215	7,781.22 5,446,854	3.20
10	VERIFONE SYSTEMS INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	1,500	3,068.79 4,603,188	3,343.25 5,014,875	2.95
11	楽天	日本	株式	サービス業	57	88,400.00 5,038,800	86,100.00 4,907,700	2.88
12	FORTINET INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	2,500	1,429.04 3,572,612	1,792.91 4,482,287	2.63
13	FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	2,000	2,023.05 4,046,110	2,105.47 4,210,940	2.47
14	NETAPP INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	1,300	2,826.21 3,674,076	3,233.62 4,203,709	2.47

15	QUALCOMM INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	1,000	4,172.84 4,172,842	4,138.63 4,138,632	2.43
16	NCR CORPORATION	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	2,600	1,411.16 3,669,022	1,544.89 4,016,720	2.36
17	ARUBA NETWORKS INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	2,000	1,586.10 3,172,200	1,942.19 3,884,390	2.28
18	NETLOGIC MICROSYSTEMS INC	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	1,000	3,743.66 3,743,662	3,831.52 3,831,520	2.25
19	INGENICO	フランス	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	1,200	2,964.91 3,557,895	3,191.46 3,829,756	2.25
20	TEMENOS GROUP AG-REG	スイス	株式	ソフトウェア・サービス	2,500	1,296.23 3,240,580	1,515.65 3,789,143	2.23
21	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本	株式	情報・通信業	27	146,500.00 3,955,500	139,300.00 3,761,100	2.21
22	GEMALTO NV	オランダ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	1,000	3,727.39 3,727,397	3,669.79 3,669,799	2.16
23	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	900	3,710.00 3,339,000	4,030.00 3,627,000	2.13
24	SYMANTEC CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	2,500	1,352.85 3,382,125	1,398.72 3,496,806	2.05
25	NICE SYSTEMS LTD-SPONS ADR	イスラエル	株式	ソフトウェア・サービス	1,200	2,367.48 2,840,985	2,899.29 3,479,157	2.04
26	COMMVAULT SYSTEMS INC	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	1,000	2,817.66 2,817,660	3,444.32 3,444,325	2.02
27	HEARTLAND PAYMENT SYSTEMS IN	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	2,000	1,637.14 3,274,291	1,680.95 3,361,910	1.97
28	SAGE GROUP PLC (THE)	イギリス	株式	ソフトウェア・サービス	9,000	322.22 2,899,981	357.04 3,213,432	1.89
29	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	2,000	1,283.65 2,567,305	1,443.04 2,886,080	1.70
30	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェア・機器	1,000	2,382.26 2,382,260	2,850.31 2,850,315	1.67
投資比率：合計								79.07

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率をいいます。

b 種類別および業種別の投資比率

(平成23年10月末日現在)

種類	業種	投資比率(%)
国内株式		11.32
	内 情報・通信業	5.03
	内 電気機器	3.41
	内 サービス業	2.88
外国株式		84.38
	内 ソフトウェア・サービス	46.41
	内 テクノロジー・ハードウェア・機器	33.78
	内 半導体・半導体製造装置	3.81
	内 小売	0.38
合計		95.70

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年10月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4期末(平成14年3月20日)	1,287	1,287	4,631	4,631
第5期末(平成14年9月20日)	868	868	3,377	3,377
第6期末(平成15年3月20日)	687	687	3,183	3,183
第7期末(平成15年9月22日)	853	853	4,442	4,442
第8期末(平成16年3月22日)	862	862	4,868	4,868
第9期末(平成16年9月21日)	751	751	4,723	4,723
第10期末(平成17年3月22日)	694	694	4,825	4,825
第11期末(平成17年9月20日)	707	707	5,463	5,463
第12期末(平成18年3月20日)	751	751	6,706	6,706
第13期末(平成18年9月20日)	644	644	6,344	6,344
第14期末(平成19年3月20日)	573	573	6,486	6,486
第15期末(平成19年9月20日)	497	497	6,252	6,252
第16期末(平成20年3月21日)	353	353	5,042	5,042
第17期末(平成20年9月22日)	284	284	4,517	4,517
第18期末(平成21年3月23日)	173	173	2,975	2,975
第19期末(平成21年9月24日)	222	222	3,986	3,986
第20期末(平成22年3月23日)	207	207	4,192	4,192
第21期末(平成22年9月21日)	199	199	4,304	4,304
第22期末(平成23年3月22日)	204	204	4,628	4,628
第23期末(平成23年9月20日)	161	161	4,005	4,005
平成22年10月末日	193	—	4,244	—
11月末日	197	—	4,372	—
12月末日	206	—	4,614	—
平成23年1月末日	210	—	4,714	—
2月末日	220	—	4,969	—
3月末日	209	—	4,778	—
4月末日	210	—	4,818	—
5月末日	202	—	4,698	—
6月末日	197	—	4,603	—
7月末日	181	—	4,380	—
8月末日	162	—	4,005	—
9月末日	156	—	3,869	—
10月末日	170	—	4,249	—

(注)純資産総額は百万円未満切捨て、分配付純資産総額は、計算期間末の純資産総額に、計算期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

【分配の推移】

期間		1万口当たりの分配金
第4期	自 平成13年9月21日 至 平成14年3月20日	0円
第5期	自 平成14年3月21日 至 平成14年9月20日	0円
第6期	自 平成14年9月21日 至 平成15年3月20日	0円
第7期	自 平成15年3月21日 至 平成15年9月22日	0円
第8期	自 平成15年9月23日 至 平成16年3月22日	0円
第9期	自 平成16年3月23日 至 平成16年9月21日	0円

第10期	自 平成16年 9 月22日 至 平成17年 3 月22日	0円
第11期	自 平成17年 3 月23日 至 平成17年 9 月20日	0円
第12期	自 平成17年 9 月21日 至 平成18年 3 月20日	0円
第13期	自 平成18年 3 月21日 至 平成18年 9 月20日	0円
第14期	自 平成18年 9 月21日 至 平成19年 3 月20日	0円
第15期	自 平成19年 3 月21日 至 平成19年 9 月20日	0円
第16期	自 平成19年 9 月21日 至 平成20年 3 月21日	0円
第17期	自 平成20年 3 月22日 至 平成20年 9 月22日	0円
第18期	自 平成20年 9 月23日 至 平成21年 3 月23日	0円
第19期	自 平成21年 3 月24日 至 平成21年 9 月24日	0円
第20期	自 平成21年 9 月25日 至 平成22年 3 月23日	0円
第21期	自 平成22年 3 月24日 至 平成22年 9 月21日	0円
第22期	自 平成22年 9 月22日 至 平成23年 3 月22日	0円
第23期	自 平成23年 3 月23日 至 平成23年 9 月20日	0円

【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第 4 期	自 平成13年 9 月21日 至 平成14年 3 月20日	25.8
第 5 期	自 平成14年 3 月21日 至 平成14年 9 月20日	27.1
第 6 期	自 平成14年 9 月21日 至 平成15年 3 月20日	5.7
第 7 期	自 平成15年 3 月21日 至 平成15年 9 月22日	39.6
第 8 期	自 平成15年 9 月23日 至 平成16年 3 月22日	9.6
第 9 期	自 平成16年 3 月23日 至 平成16年 9 月21日	3.0
第10期	自 平成16年 9 月22日 至 平成17年 3 月22日	2.2
第11期	自 平成17年 3 月23日 至 平成17年 9 月20日	13.2
第12期	自 平成17年 9 月21日 至 平成18年 3 月20日	22.8
第13期	自 平成18年 3 月21日 至 平成18年 9 月20日	5.4
第14期	自 平成18年 9 月21日 至 平成19年 3 月20日	2.2
第15期	自 平成19年 3 月21日 至 平成19年 9 月20日	3.6
第16期	自 平成19年 9 月21日 至 平成20年 3 月21日	19.4
第17期	自 平成20年 3 月22日 至 平成20年 9 月22日	10.4

第18期	自 平成20年 9 月23日 至 平成21年 3 月23日	34.1
第19期	自 平成21年 3 月24日 至 平成21年 9 月24日	34.0
第20期	自 平成21年 9 月25日 至 平成22年 3 月23日	5.2
第21期	自 平成22年 3 月24日 至 平成22年 9 月21日	2.7
第22期	自 平成22年 9 月22日 至 平成23年 3 月22日	7.5
第23期	自 平成23年 3 月23日 至 平成23年 9 月20日	13.5

(注)収益率の計算方法：(計算期間末の基準価額(分配付) - 前計算期間末の基準価額(分配落)) ÷ 前計算期間末の基準価額(分配落) × 100

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間の日本国内における設定総額・解約総額は次の通りです。

	設定総額(元本)	解約総額(元本)
第 4 期	115,860,000	646,210,000
第 5 期	8,410,000	217,410,000
第 6 期	250,000	411,390,000
第 7 期	60,000	239,440,000
第 8 期	310,000	150,070,000
第 9 期	2,000,000	183,360,000
第10期	0	150,070,000
第11期	200,000	145,930,000
第12期	270,000	173,520,000
第13期	140,000	106,110,000
第14期	20,000	131,461,457
第15期	0	87,730,000
第16期	0	94,760,000
第17期	50,000	71,900,000
第18期	0	45,400,000
第19期	0	25,530,000
第20期	0	63,690,000
第21期	0	32,260,000
第22期	0	21,580,000
第23期	0	36,750,000

< 参考情報：運用実績 > (2011年10月31日現在)

基準価額・純資産の推移



基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	分配金
第1期～ 第18期(計)	0円
第19期 09年9月	0円
第20期 10年3月	0円
第21期 10年9月	0円
第22期 11年3月	0円
第23期 11年9月	0円
設定来 累計	0円

主要な資産の状況

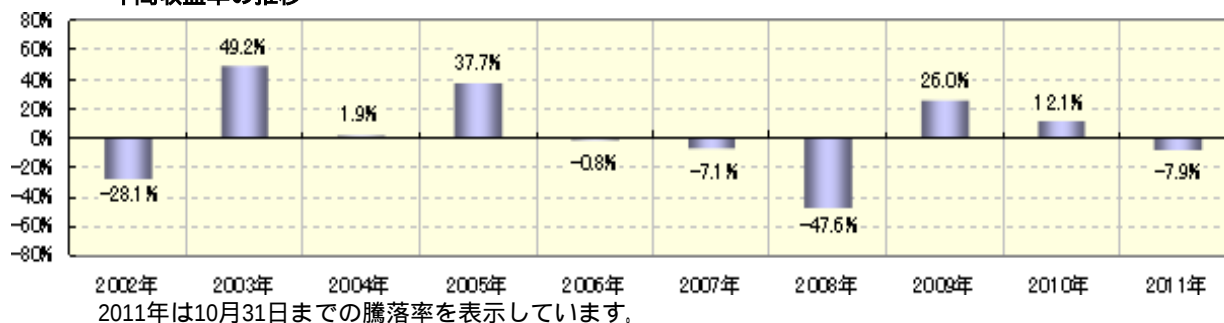
〔組入上位10銘柄〕

	銘柄名	国名	業種名	構成比
1	アップル	米国	テクノロジー・ハードウェア／機器	4.6%
2	EMC	米国	テクノロジー・ハードウェア／機器	4.0%
3	エクイニクス	米国	ソフトウェア・サービス	3.6%
4	テレシティ・グループ	英国	ソフトウェア・サービス	3.5%
5	ワイヤーカード	ドイツ	ソフトウェア・サービス	3.4%
6	チェック・ポイント・ソフトウェア・テクノロジーズ	イスラエル	ソフトウェア・サービス	3.2%
7	グローバル・ペイメンツ	米国	ソフトウェア・サービス	3.2%
8	ダッソー・システムズ	フランス	ソフトウェア・サービス	3.2%
9	VMウェア	米国	ソフトウェア・サービス	3.2%
10	ベリフォン・システムズ	米国	ソフトウェア・サービス	2.9%

〔国別構成比〕

	国名	構成比
1	米国	54.0%
2	日本	11.3%
3	イスラエル	8.0%
4	フランス	7.6%
5	英国	5.4%
	その他の国	9.4%

年間収益率の推移



ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。最新の運用実績は委託会社のホームページ等で確認することができます。

第2【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

< 申込手続き >

- ・ファンドの受益権の取得申込みは、申込期間における毎営業日受付けます。
- ・取得申込みの受付けは原則として午後 3 時までとします(取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします)。これら受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
- ・収益分配金の受取方法により、取得申込みには次の 2 コース(販売会社によっては異なる名称が使用される場合があります。)があります。

一般コース : 収益分配金を受取るコース

自動けいぞく投資コース : 収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

- 取得申込みを行う投資者は、取得申込みをする際に「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、いずれかのコースを選択するものとします。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。なお、申込済みのコースの変更を行うことは原則としてできません。
 - 「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結していただきます。
 - 販売会社によっては「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を定期的に受取るための「定期引出契約」を締結することができる場合があります。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

< 申込単位 >

一般コース：1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円)

自動けいぞく投資コース：1万円以上1円単位

ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

- ・自動購入サービス契約 利用してのご購入の場合は、当該契約に定める単位にて申込みいただく場合があります。当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。また、「自動購入サービス」等の取扱いの有無については、販売会社にご確認ください。

< 申込価額 >

- ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

< 申込手数料 >

- ・ 3.15% (税抜3.0%) の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。(申込手数料には、消費税等相当額が加算されます。)

上記は 1 口当たりの申込手数料です。申込手数料の総額は、これに申込口数を乗じて得た額となります。

< 払込期日、払込取扱場所 >

- ・ 受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社の定める日までに支払うものとします。申込代金は、取得申込みを行った販売会社へお支払いください。

2【換金(解約)手続等】

< 換金手続き(解約請求) >

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に販売会社が定める 1 口の整数倍の単位をもって解約の実行を請求することができます。
- ・ 解約請求の受付は原則として午後 3 時までとします(解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の請求とします)。これら受付時間を過ぎてからの請求は翌営業日の取扱いとします。
- ・ 解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方におかれましては、解約請求に際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた解約請求の受け付けを取消することがあります。解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価格は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして後記の解約価格に準じて計算された価格とします。

< 解約価額 >

- ・ 解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ・ 解約価額については、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号0120-56-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで))または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

< 解約手数料 >

- ・ ありません。

< 信託財産留保額 >

- ・ ありません。

< 解約代金のお支払い >

- ・ 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して 5 営業日目から販売会社の本・支店等で支払われます。

< 大口解約の制限 >

- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。なお、便宜上、基準価額は 1 万口あたりに換算した価額で表示しています。

ファンドの主要投資対象である株式については、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、委託会社(ピクテ投信投資顧問株式会社 電話番号：0120-56-1805(受付時間：委託会社の営業日の午前 9 時から午後 5 時まで) ホームページおよび携帯サイト<http://www.pictet.co.jp>)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

また、基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます(略称「e ファン」)。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成12年3月31日(当初設定日)から無期限です。

ただし、後記の「(5)その他 ファンドの償還条件等」に該当する場合には、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年3月21日から9月20日および9月21日から翌年3月20日までとすることを原則とします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成12年9月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

- a 委託会社は、信託期間終了前に、ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときもしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、ファンドを償還させることができます。
- b 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、ファンドは監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- d 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は投資信託約款の変更の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

ファンドの償還等に関する開示方法

ファンドの償還または投資信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、委託会社はあらかじめこれを公告し、かつファンドに係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。この公告は日本経済新聞に掲載します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの償還または投資信託約款の変更について重大な内容の変更を行おうとする場合、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、このファンドの償還または投資信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または投資信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をファンドに係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドに係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。この公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつファンドに係る知られたる受益者に交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、期間満了3ヵ月前までに両者いずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された運用指図に関する権限の委託は、発効日から有効に存続し、両者のいずれかが契約終了日の3ヵ月以上前までに書面により契約終了の通知を行った場合、終了することができます。

4【受益者の権利等】

ファンドの受益権は、その取得口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目までの日)から受益者に支払われます。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求する権利を有します。

一部解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から支払われます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間(平成22年9月22日から平成23年3月22日まで)及び第23期計算期間(平成23年3月23日から平成23年9月20日まで)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
e - ファンド@ピクテ
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 [平成23年 3 月22日現在]	第23期 [平成23年 9 月20日現在]
資産の部		
流動資産		
預金	1,440,429	10,105
金銭信託	533,545	-
コール・ローン	24,393,451	2,099,746
株式	195,454,226	152,492,204
派生商品評価勘定	1,888,721	649,221
未収入金	998,635	9,078,287
未収配当金	87,700	21,731
未収利息	60	4
流動資産合計	224,796,767	164,351,298
資産合計	224,796,767	164,351,298
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	43,905	-
未払金	18,668,500	92,927
未払解約金	-	525,330
未払受託者報酬	107,505	98,644
未払委託者報酬	1,827,542	1,676,875
その他未払費用	53,693	49,258
流動負債合計	20,701,145	2,443,034
負債合計	20,701,145	2,443,034
純資産の部		
元本等		
元本	440,990,000	404,240,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	236,894,378	242,331,736
（分配準備積立金）	7,353,842	6,741,023
元本等合計	204,095,622	161,908,264
純資産合計	204,095,622	161,908,264
負債純資産合計	224,796,767	164,351,298

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期 自 平成22年 9 月22日 至 平成23年 3 月22日	第23期 自 平成23年 3 月23日 至 平成23年 9 月20日
営業収益		
受取配当金	890,735	927,252
受取利息	1,366	1,447
有価証券売買等損益	16,203,912	24,120,984
為替差損益	102,750	540,576
その他収益	-	12,961
営業収益合計	16,993,263	23,719,900
営業費用		
受託者報酬	107,505	98,644
委託者報酬	1,827,542	1,676,875
その他費用	240,479	262,075
営業費用合計	2,175,526	2,037,594
営業利益又は営業損失（ ）	14,817,737	25,757,494
経常利益又は経常損失（ ）	14,817,737	25,757,494
当期純利益又は当期純損失（ ）	14,817,737	25,757,494
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	505,383	578,958
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	263,499,618	236,894,378
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,292,886	19,741,178
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	12,292,886	19,741,178
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	236,894,378	242,331,736

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第22期 自 平成22年 9 月22日 至 平成23年 3 月22日	第23期 自 平成23年 3 月23日 至 平成23年 9 月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについてはそれに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。 (2)計算期間期首及び期末の取扱い 信託約款第44条により、平成22年 9 月20日が休日のため、当計算期間期首を平成22年 9 月22日とし、平成23年 3 月20日及びその翌日が休日のため、当計算期間期末を平成23年 3 月22日としております。このため当計算期間は182日となっております。	(1)外貨建取引等の処理基準 同左 (2)計算期間期首の取扱い 信託約款第44条により、平成23年 3 月20日及びその翌日が休日のため、当計算期間期首を平成23年 3 月23日としております。このため当計算期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第22期 (平成23年 3 月22日現在)	第23期 (平成23年 9 月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	462,570,000円	440,990,000円
期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	21,580,000円	36,750,000円
2. 計算期間末日における受益権の総数	440,990,000口	404,240,000口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は236,894,378円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は242,331,736円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第22期 自 平成22年 9 月22日 至 平成23年 3 月22日	第23期 自 平成23年 3 月23日 至 平成23年 9 月20日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	信託財産純資産総額の年率0.44%相当額	同左

2. 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(770,797円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(6,583,045円)より分配対象収益は7,353,842円(1万口当たり166.74円)ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(6,741,023円)より分配対象収益は6,741,023円(1万口当たり166.75円)ですが、分配を行っておりません。
-------------	---	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第22期 自 平成22年 9 月22日 至 平成23年 3 月22日	第23期 自 平成23年 3 月23日 至 平成23年 9 月20日
1. 金融商品に対する取組方針	ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を運用の基本方針を含めた信託約款の規定に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	ファンドが投資を行っている主な金融商品は株式、為替予約取引であります。 当該金融商品には、金融商品市場における相場または為替の変動による市場リスク、信用リスク及び流動性リスクなどがあります。 為替予約取引は、外貨建有価証券等の買付代金の支払い及び保有する外貨建有価証券等の売却代金、償還金、利金・配当金等の受取りのため、また外貨建資産の為替変動リスクを回避する目的で行っています。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	法務コンプライアンス部門において、トレーディング・運用の状況及び資産の組入れの状況並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況をチェックします。また、投資管理委員会において、法務コンプライアンス部及び担当者から、運用状況及び運用実績並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。	法務コンプライアンス部門において、トレーディング・運用の状況及び資産の組入れの状況並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況をチェックします。また、投資政策管理委員会において、法務コンプライアンス部及び担当者から、運用状況及び運用実績並びに投資信託約款、投資ガイドライン、法令等の遵守状況等が報告されます。課題等があれば運用の適切性確保のため運用担当者へフィードバックを行います。

金融商品の時価等に関する事項

区分	第22期 自 平成22年 9 月22日 至 平成23年 3 月22日	第23期 自 平成23年 3 月23日 至 平成23年 9 月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
4．金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第22期(平成23年3月22日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	17,131,115円
合計	17,131,115円

第23期(平成23年9月20日現在)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	15,890,322円
合計	15,890,322円

(デリバティブ取引等に関する注記)

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

第22期(平成23年3月22日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	16,080,635	—	16,070,700	9,935
	売建				
	米ドル	82,394,838	—	80,645,135	1,749,703
	イギリスポンド	9,358,709	—	9,219,691	139,018
	スイスフラン	4,994,223	—	5,019,838	25,615
	ユーロ	19,587,842	—	19,596,197	8,355
合計		132,416,247	—	130,551,561	1,844,816

第23期(平成23年9月20日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	98,701,493	—	98,327,914	373,579
	イギリスポンド	12,743,563	—	12,614,972	128,591
	スイスフラン	5,027,038	—	4,984,068	42,970
	ユーロ	19,032,934	—	18,928,853	104,081

合計	135,505,028	—	134,855,807	649,221
----	-------------	---	-------------	---------

(注)時価の算定方法

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡日(以下、当該日という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値を元に算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

区分	第22期 (平成23年3月22日現在)	第23期 (平成23年9月20日現在)
一口当たり純資産額	0.4628円	0.4005円
(一万口当たり純資産額)	(4,628円)	(4,005円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

通貨	銘柄	株式数	評価単価	評価金額	備考
円	イビデン	1,500	1,735	2,602,500	
	ヤフー	46	23,890	1,098,940	
	楽天	57	88,400	5,038,800	
	ソニー	800	1,514	1,211,200	
	キヤノン	500	3,380	1,690,000	
	日本電信電話	900	3,710	3,339,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	27	146,500	3,955,500	
	通貨小計 銘柄数	3,830 7銘柄		18,935,940	
米ドル	NETFLIX INC	200	143.75	28,750.00	
	ALLOT COMMUNICATIONS LTD	2,200	12.44	27,368.00	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	1,200	57.59	69,108.00	
	COMMVAULT SYSTEMS INC	1,000	36.24	36,240.00	
	EQUINIX INC	800	95.19	76,152.00	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	2,000	26.02	52,040.00	
	FORTINET INC	2,500	18.38	45,950.00	
	GLOBAL PAYMENTS INC	1,500	43.38	65,070.00	
	INTRALINKS HOLDINGS INC	500	8.45	4,225.00	
	MERCADOLIBRE INC	600	68.55	41,130.00	
	NETSCOUT SYSTEMS INC	200	12.45	2,490.00	
	NICE SYSTEMS LTD-SPONS ADR	1,200	30.45	36,540.00	

	SYMANTEC CORP	2,500	17.40	43,500.00	
	VERIFONE SYSTEMS INC	1,500	39.47	59,205.00	
	VMWARE INC-CLASS A	700	91.80	64,260.00	
	ACME PACKET INC	700	50.89	35,623.00	
	APPLE INC	250	411.63	102,907.50	
	ARUBA NETWORKS INC	2,000	20.40	40,800.00	
	CISCO SYSTEMS INC	2,000	16.51	33,020.00	
	EMC CORPORATION MASS	3,500	22.50	78,750.00	
	F5 NETWORKS INC	300	82.89	24,867.00	
	JUNIPER NETWORKS INC	1,000	19.90	19,900.00	
	NCR CORPORATION	2,600	18.15	47,190.00	
	NETAPP INC	1,300	36.35	47,255.00	
	QUALCOMM INC	1,000	53.67	53,670.00	
	RADWARE LTD	1,000	24.47	24,470.00	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,000	30.64	30,640.00	
	CAVIUM INC	1,000	35.64	35,640.00	
	NETLOGIC MICROSYSTEMS INC	1,000	48.15	48,150.00	
	通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	37,250 29銘柄		1,274,910.50 (97,721,889)	
イギリスポンド	AUTONOMY CORP PLC	1,500	25.31	37,965.00	
	SAGE GROUP PLC (THE)	9,000	2.57	23,148.00	
	TELECITY GROUP PLC	8,000	5.67	45,360.00	
	通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	18,500 3銘柄		106,473.00 (12,792,730)	
スイスフラン	TEMENOS GROUP AG-REG	2,000	14.35	28,700.00	
	KUDELSKI SA-BEARER	3,000	7.99	23,970.00	
	通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	5,000 2銘柄		52,670.00 (4,564,382)	
ユーロ	DASSAULT SYSTEMES SA	800	52.63	42,104.00	
	WIRECARD AG	4,500	11.42	51,412.50	
	GEMALTO NV	1,000	33.97	33,975.00	
	INGENICO	1,200	27.02	32,430.00	
	WINCOR NIXDORF AG	500	33.75	16,877.50	
	通貨小計 (邦貨換算) 銘柄数	8,000 5銘柄		176,799.00 (18,477,263)	
合計	〔うち外国証券〕 銘柄数	72,580 68,750 46銘柄		152,492,204 〔133,556,264〕	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

(注)

- 各通貨毎の小計欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における〔 〕内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算の合計額であり内数で表示してあります。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計額に対する比率
米ドル	株式 29銘柄	100.0%	73.2%
イギリスポンド	株式 3銘柄	100.0%	9.6%
スイスフラン	株式 2銘柄	100.0%	3.4%
ユーロ	株式 5銘柄	100.0%	13.8%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第6 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**（平成23年10月末日現在）

資産総額	173,666,167円
負債総額	3,439,044円
純資産総額(-)	170,227,123円
発行済数量	400,640,000口
1万口当たり純資産額(/)	4,249円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】**1 名義書換について**

該当事項はありません。

2 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

3 受益権の譲渡

(1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) (1)の申請のある場合には、(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3) (1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】****1【委託会社等の概況】****(1) 資本金の額**

平成23年11月末日現在：2億円

委託会社が発行する株式の総数：10,000株

発行済株式総数：800株

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

定款に基づき、3名以上の取締役が株主総会において選任され、会社を運営します。取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数にあたる議決権を有する株主が出席した株主総会において、取締役を選任します。

投資運用の意思決定機構

投資運用業および投資助言・代理業に係る投資政策を審議・決定するとともに、その運用の成果および投資政策との関連での妥当性を分析する機関として、投資政策管理委員会を置きます。

投資政策管理委員会は、資産運用部長、ポートフォリオマネージャーその他議長が指名する者をもって構成します。投資政策管理委員会は月1回開催されますが、必要に応じて臨時の投資政策管理委員会が随時招集されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行っています。

平成23年11月末日現在、委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額は次の通りです(ただし、マザーファンドを除きます)。

種類				本数	純資産総額(円)
追加型投信	国内	株式		4	5,236,191,613
		債券		1	735,519
	海外	株式	-	6	77,937,899,670
			インデックス型	2	1,174,388,526
		債券		10	112,559,940,536
		内外	株式		12
	債券		2	14,444,331,185	
	資産複合		8	79,572,225,235	
合計				45	981,273,734,604

種類は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、第25期事業年度(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、第26期事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、改正前の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2) 平成21年11月11日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が決議され、事業年度を1月1日から12月31日までと変更しました。その経過措置として、前期事業年度は平成21年4月1日から平成21年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)及び第26期事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度の中間会計期間(平成23年1月1日から平成23年6月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		第25期 (平成21年12月31日現在)			第26期 (平成22年12月31日現在)		
資 産 の 部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 資 産							
現金・預金			5,511,466			5,469,359	
前払費用			47,059			52,388	
未収委託者報酬			1,281,234			1,013,093	
未収収益			307,410			153,955	
未収還付法人税等			113,821			—	
未収還付消費税			6,533			230	
繰延税金資産			119,660			128,622	
その他			40,412			30,556	
流 動 資 産 計			7,427,595	85.0		6,848,205	86.5
固 定 資 産							
有形固定資産			266,289	3.0		202,866	2.6
建物付属設備	1	156,746			131,542		
器具備品	1	109,543			71,323		
無形固定資産			252,327	2.9		243,447	3.1
ソフトウェア		242,584			242,615		
その他		9,743			831		
投資その他の資産			797,350	9.1		616,279	7.8
投資有価証券		200,000			17,999		
長期前払費用		17,384			11,359		
長期差入保証金		212,288			212,288		
繰延税金資産		367,678			374,631		
固 定 資 産 計			1,315,967	15.0		1,062,593	13.4
資 産 合 計			8,743,562	100.0		7,910,798	100.0

有価証券報告書（平成22年）

		第25期 (平成21年12月31日現在)			第26期 (平成22年12月31日現在)		
負 債 の 部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流 動 負 債							
預り金			126,320			100,744	
未払金			1,572,807			1,002,117	
未払手数料		715,485			580,151		
その他未払金		857,322			421,965		
未払法人税等			—			312,003	
賞与引当金			267,029			222,869	
役員賞与引当金			239,411			302,151	
その他			2,488			2,221	
流 動 負 債 計			2,208,058	25.3		1,942,107	24.6
固 定 負 債							
退職給付引当金			556,139			570,788	
役員退職慰労引当金			347,688			350,135	
固 定 負 債 計			903,827	10.3		920,923	11.6
負 債 合 計			3,111,886	35.6		2,863,031	36.2
純 資 産 の 部							
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株 主 資 本							
資本金			200,000	2.3		200,000	2.5
利益剰余金			5,432,269	62.1		4,845,394	61.3
利益準備金		50,000			50,000		
その他利益剰余金		5,382,269			4,795,394		
繰越利益剰余金		5,382,269			4,795,394		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			593	0.0		2,372	0.0
純 資 産 合 計			5,631,676	64.4		5,047,767	63.8
負 債 ・ 純 資 産 合 計			8,743,562	100.0		7,910,798	100.0

(2)【損益計算書】

		第25期 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日			第26期 自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日		
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益							
委託者報酬			13,504,502			15,387,167	
その他営業収益			544,208			540,848	
営業収益計			14,048,710	100.0		15,928,016	100.0
営業費用							
支払手数料			8,189,548			9,312,190	
広告宣伝費			101,806			247,046	
調査費			969,014			1,207,398	
調査費		74,669			121,474		
委託調査費		894,344			1,085,924		
委託計算費			151,775			188,095	
営業雑経費			281,650			339,716	

経常損益の部	営業損益の部	通信費	29,065			32,946		
		印刷費	227,760			282,145		
		諸会費	14,864			16,575		
		図書費	2,794			2,017		
		諸経費	7,164			6,030		
		営業費用計		9,693,796	69.0		11,294,448	70.9
		一般管理費						
		給料		1,528,561			1,999,425	
		役員報酬	105,019			107,313		
		給料・手当	1,009,327			1,349,935		
		役員賞与	1,622			1,627		
		賞与	17,443			17,039		
		賞与引当金繰入	188,592			223,450		
		役員賞与引当金繰入	206,557			300,058		
		旅費交通費		50,919			62,511	
		租税公課		24,802			24,572	
		不動産賃借料		172,945			223,896	
		退職給付費用		78,353			173,921	
		役員退職慰労引当金繰入		21,109			3,500	
		固定資産減価償却費		104,723			131,075	
		消耗器具備品費		8,870			11,350	
		人材採用費		9,390			13,876	
		修繕維持費		44,327			55,353	
		諸経費		132,126			133,521	
		一般管理費計		2,176,130	15.5		2,833,006	17.8
		営業利益		2,178,783	15.5		1,800,562	11.3
	営業外損益の部	営業外収益						
		有価証券利息		2,869			—	
		受取利息		1,517			809	
		受取配当金		—			4,187	
		その他		3,243			9,265	
		営業外収益計		7,631	0.1		14,262	0.1
		営業外費用						
		支払手数料		12,507			17,151	
		その他		312			4,193	
		営業外費用計		12,820	0.1		21,345	0.1
		経常利益		2,173,594	15.5		1,793,479	11.3
	特別損益の部	特別利益						
		投資有価証券売却益		—			5,030	
		特別利益計		—	0.0		5,030	0.0
		特別損失						
		固定資産除却損	1	15,932			8,550	
	特別損失計	投資有価証券売却損		17			—	
		特別損失計		15,950	0.1		8,550	0.1
	税引前当期純利益			2,157,644	15.4		1,789,958	11.2
	法人税、住民税及び事業税			880,335	6.3		894,784	5.6
	法人税等調整額			86,377	0.6		17,950	0.1
	当期純利益			1,190,931	8.5		913,124	5.7

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第25期事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	第26期事業年度 (自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	200,000	200,000
当期変動額		
新株の発行	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	200,000	200,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	50,000	50,000
当期変動額		
利益準備金積立	—	—
当期変動額合計	—	—
当期末残高	50,000	50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	8,191,338	5,382,269
当期変動額		
利益準備金積立	—	—
剰余金の配当	4,000,000	1,500,000
当期純利益	1,190,931	913,124
当期変動額合計	2,809,069	586,875
当期末残高	5,382,269	4,795,394
利益剰余金合計		
前期末残高	8,241,338	5,432,269
当期変動額		
剰余金の配当	4,000,000	1,500,000
当期純利益	1,190,931	913,124
当期変動額合計	2,809,069	586,875
当期末残高	5,432,269	4,845,394
株主資本合計		
前期末残高	8,441,338	5,632,269
当期変動額		
剰余金の配当	4,000,000	1,500,000
当期純利益	1,190,931	913,124
当期変動額合計	2,809,069	586,875
当期末残高	5,632,269	5,045,394
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	87	593
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	506	2,965
当期変動額合計	506	2,965
当期末残高	593	2,372

評価・換算差額等合計

前期末残高	87	593
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	506	2,965
当期変動額合計	506	2,965
当期末残高	593	2,372

純資産合計

前期末残高	8,441,251	5,631,676
当期変動額		
剰余金の配当	4,000,000	1,500,000
当期純利益	1,190,931	913,124
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	506	2,965
当期変動額合計	2,809,575	583,910
当期末残高	5,631,676	5,047,767

重要な会計方針

区分	第25期 自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日	第26期 自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。 (2)その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)を採用しております。	(1)満期保有目的の債券 同左 (2)その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法により償却しております。 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアにつ いては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法により償却して おります。	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左
3. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備える ため、一般債権については貸倒実績率 により算出した額を計上して おります。貸倒懸念債権等はありません。 (2)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充 てるため、支出見込額の当期負担分を 計上して おります。 (3)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充 てるため、支出見込額の当期負担分を 計上して おります。 (4)退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、 当事業年度末における退職給付債務の 見込額に基づき計上して おります。 なお、当社は従業員300人未満の企業 に該当することから、簡便法を採用し、 退職一時金制度について退職給付に係 る期末要支給額を退職給付債務とする 方法によって おります。 (5)役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当 社内規に基づき、当事業年度末要支給 額を計上して おります。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左 (3)役員賞与引当金 同左 (4)退職給付引当金 同左 (5)役員退職慰労引当金 同左

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1)消費税等の会計処理 同左
----------------------------	--	--------------------

表示方法の変更

第25期 自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日	第26期 自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日
(貸借対照表) 1. 前期まで区分掲記しておりました「ソフトウェア仮勘定」(当期8,911千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、固定資産の「その他」に含めて表示することにしました。 2. 前期まで区分掲記しておりました「未払法人税等」(当期133千円)は、資産の総額の100分の1以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示することにしました。	—————

注記事項

(貸借対照表関係)

第25期 平成21年12月31日現在	第26期 平成22年12月31日現在
1 有形固定資産の減価償却累計額	1 有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備 70,242千円	建物付属設備 95,446千円
器具備品 166,560千円	器具備品 188,563千円

(損益計算書関係)

第25期 自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日	第26期 自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日
1 固定資産除却損は次のとおりであります。	1 固定資産除却損は次のとおりであります。
器具備品 127千円	器具備品 2,025千円
ソフトウェア 15,805千円	ソフトウェア 6,525千円

(株主資本等変動計算書関係)

第25期(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第24期事業年度末 株式数 (株)	第25期事業年度 増加株式数 (株)	第25期事業年度 減少株式数 (株)	第25期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	—	—	800
合計	800	—	—	800

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年3月31日	平成21年6月26日
平成21年12月4日 取締役会	普通株式	2,000,000	利益剰余金	2,500,000	平成21年9月30日	平成21年12月18日

(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第26期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第25期事業年度末 株式数 (株)	第26期事業年度 増加株式数 (株)	第26期事業年度 減少株式数 (株)	第26期事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	—	—	800
合計	800	—	—	800

２．配当に関する事項

(１)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当の総額 (千円)	配当の原資	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年12月 6 日 臨時株主総会	普通株式	1,500,000	利益剰余金	1,875,000	平成21年12月31日	平成22年12月 7 日

(２)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第25期(自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)

当社は、重要なリース取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第26期(自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)

１．ファイン・リース取引(借主側)

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	197,215,200円
1 年超	801,375,400円
合計	998,491,200円

(金融商品に関する注記)

第26期(自 平成22年 1 月 1 日 至 平成22年12月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(１)金融商品に対する取組方針

余剰資金については銀行預金(普通預金、定期預金又は信託預金)で運用しております。

(２)金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

銀行預金は、本邦銀行に預け入れているものと海外にある当社のグループ銀行に預け入れているものがあります。本邦銀行に預け入れているものは、その元本が預金保険制度の対象となっており金融機関が破たんした場合でもその元本は全額保護されます。グループ銀行に預け入れている預金は、グループ銀行の破たんによる信用リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬は、信託銀行により分別保管されている投資信託の信託財産から直接支弁されるので信用リスクは発生せず、また投資信託の決算日までに信託財産が減少し委託者報酬が支払えなくなるというマーケットリスクは非常に低いものと考えております。

営業債務である未払手数料は、回収不能となるリスクの非常に低い委託者報酬の入金後、これを原資に支払いをおこなうので、支払不能となる流動性リスクは非常に低いものと考えております。また、その他未払金については、その債務を履行するに十分な即時引出し可能な決済性預金を保有していることから、流動性不足はないものと考えております。

(３)金融商品に係るリスク管理体制

当社は本邦銀行における預金を預金保険制度の保険対象範囲に限定して信用リスクの軽減を図っており、その状況は代表取締役およびピクテグループファイナンスに報告されモニタリングされています。

２．金融商品の時価等に関する事項

(１)平成22年12月31日における金融商品の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,469,359	5,469,359	—
未収委託者報酬	1,013,093	1,013,093	—
未払手数料	580,151	580,151	—
その他未払金	421,965	421,965	—

(2) 金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の償還予定額は次のとおりであります。

(千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	5,469,359	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,013,093	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

第25期(平成21年12月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	201,000	200,000	1,000
	小計	201,000	200,000	1,000
合計		201,000	200,000	1,000

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
1,017	—	17

4. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第26期(平成22年12月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	投資信託受益証券	13,000	17,023	4,023
	小計	13,000	17,023	4,023
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	投資信託受益証券	1,000	976	24
	小計	1,000	976	24
合計		14,000	17,999	3,999

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
206,030	5,030	—

4. 満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第25期(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第26期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

区分	第25期 (平成21年12月31日現在)	第26期 (平成22年12月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要	当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	同左
2. 退職給付債務の額	556,139千円	570,788千円
退職給付引当金の額	556,139千円	570,788千円
3. 退職給付費用	78,353千円	173,921千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

区分	第25期 (平成21年12月31日)	第26期 (平成22年12月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入限度超過額	367,677千円	374,631千円
未払事業税否認	—	24,308千円
賞与引当金損金算入限度超過額	108,627千円	90,663千円
その他	18,584千円	15,288千円
繰延税金資産小計	494,888千円	504,890千円
繰延税金負債		
未収還付事業税	7,551千円	—
その他有価証券評価差額	—	1,637千円
繰延税金負債小計	7,551千円	1,637千円
繰延税金資産合計(純額)	487,337千円	503,253千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第25期 (平成21年12月31日)		第26期 (平成22年12月31日)	
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	4.8%	交際費等永久に損金算入されない項目	6.9%
その他	0.7%	その他	1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.0%

(関連当事者との取引関係)

第25期(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ビクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	—	投資運用の 受託・委託 契約 役員の兼任	運用手数料の受取(注1)	20,655	未収 収益	7,002
							運用手数料の支払(注1)	582,377	未払金	199,908
同一の親会社を持つ会社	ビクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	959,789	資産 運用 会社	—	投資運用の 受託・委託契約 役員の兼任	運用手数料の受取(注1)	5,941	未収収益	—
							運用手数料の支払(注1)	311,967	未払金	105,112
同一の親会社を持つ会社	ビクテ アンドシー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF50,000,000	銀行	—	投資運用の 受託契約 現金の預入	運用手数料の受取(注1)	6,818	未収収益	1,872
							現金の預入(注2)	2,661,759	現金・ 預金	2,661,759

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ビクテ アンド シー(非上場)

ビクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第26期(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ビクテ アセット マネージメント エスエー	スイス, ジュネーブ	CHF10,000,000	資産 運用 会社	—	投資運用の 受託・委託契約	運用手数料の受取(注1)	11,573	未収 収益	—
							運用手数料の支払(注1)	716,251	未払金	169,724
同一の親会社を持つ会社	ビクテ アセット マネージメント リミテッド	英国, ロンドン	GBP959,789	資産 運用 会社	—	投資運用の 委託契約 役員の兼任	運用手数料の支払(注1)	306,586	未払金	73,032
同一の親会社を持つ会社	ビクテ アンド シー (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF100,000,000	銀行	—	現金の預入	現金の預入(注2)	7,001,583	現金・ 預金	2,237,551
							現金の引出	7,425,791		
同一の親会社を持つ会社	ビクテ ファンズ (ヨーロッパ) エスエー	ルクセン ブルグ	CHF8,750,000	資産 運用 会社	—	投資運用の 受託・委託契約	運用手数料の受取(注1)	6,386	未収 収益	1,454
							運用手数料の支払(注1)	63,086	未払金	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)運用手数料の収受・支払いについては、ファンド毎の契約運用資産に一定比率を乗じて決定しております。

(注2)現金の預入については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1)親会社情報

ピクテ アンド シー(非上場)

ピクテ アジア プライベート リミテッド(非上場)

(2)重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第25期事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日		第26期事業年度 自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日	
1株当たり純資産額	7,039,595円94銭	1株当たり純資産額	6,309,709円8銭
1株当たり当期純利益	1,488,663円86銭	1株当たり当期純利益	1,141,406円23銭
損益計算書上当期純利益	1,190,931千円	損益計算書上当期純利益	913,124千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた当期純利益	1,190,931千円	1株当たり当期純利益の算定に 用いられた当期純利益	913,124千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	800株	普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載していません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

		第27期中間会計期間末 (平成23年6月30日現在)
資 産 の 部		
区分	注記 番号	金額
(資 産 の 部)		千円
流 動 資 産		
現金・預金		5,646,168
未収委託者報酬		906,717
未収収益		101,922
繰延税金資産		91,206
その他		64,817
流 動 資 産 計		6,810,832
固 定 資 産		
有形固定資産	1	194,435
無形固定資産		227,607
投資その他の資産		
長期差入保証金		213,260
繰延税金資産		437,682
その他		24,916
固 定 資 産 計		1,097,902
資 産 合 計		7,908,735

		第27期中間会計期間末 (平成23年6月30日現在)
負 債 の 部		

区分	注記 番号	金額
(負 債 の 部)		千円
流 動 負 債		
未払金		888,806
未払法人税等		279,144
賞与引当金		146,517
役員賞与引当金		95,022
その他	2	59,400
流 動 負 債 計		1,468,891
固 定 負 債		
退職給付引当金		632,258
役員退職慰労引当金		405,806
資産除去債務		47,360
固 定 負 債 計		1,085,425
負 債 合 計		2,554,316
純 資 産 の 部		
区分	注記 番号	金額
(純 資 産 の 部)		千円
株 主 資 本		
資本金		200,000
利益剰余金		
利益準備金		50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		5,102,568
利 益 剰 余 金 合 計		5,152,568
株 主 資 本 合 計		5,352,568
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,849
評価・換算差額等合計		1,849
純 資 産 合 計		5,354,418
負 債 ・ 純 資 産 合 計		7,908,735

(2) 中間損益計算書

		第27期中間会計期間 自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 6 月30日
区分	注記 番号	金額
		千円
営 業 収 益		
委託者報酬		6,910,815
その他営業収益		216,484
営 業 収 益 計		7,127,299
営業費用及び一般管理費	1	6,530,055
営 業 利 益		597,244
営 業 外 収 益	2	1,376
営 業 外 費 用	3	8,867
経 常 利 益		589,753
特 別 損 失	4	36,226
税引前中間純利益		553,526
法人税、住民税及び事業税		271,628

法人税等調整額		25,275
中間純利益		307,173

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第27期中間会計期間 (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 6月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		200,000
当中間期変動額		
新株の発行		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		200,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高		50,000
当中間期変動額		
利益準備金積立		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		50,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		4,795,394
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純利益		307,173
当中間期変動額合計		307,173
当中間期末残高		5,102,568
利益剰余金合計		
前期末残高		4,845,394
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純利益		307,173
当中間期変動額合計		307,173
当中間期末残高		5,152,568
株主資本合計		
前期末残高		5,045,394
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
中間純利益		307,173
当中間期変動額合計		307,173
当中間期末残高		5,352,568
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高		2,372
当中間期変動額		

株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	522
当中間期変動額合計	522
当中間期末残高	1,849
評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,372
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	522
当中間期変動額合計	522
当中間期末残高	1,849
純資産合計	
前期末残高	5,047,767
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	307,173
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	522
当中間期変動額合計	306,650
当中間期末残高	5,354,418

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

区分	第27期中間会計期間 自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 6 月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 (1) 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法により償却しております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算出した額を計上しております。貸倒懸念債権等はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、当社は従業員300人未満の企業に該当することから、簡便法を採用し、退職一時金制度について退職給付に係る当中間会計期間末要支給額を退職給付債務とする方法によっております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づき、当中間会計期間末要支給額を計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第27期中間会計期間 自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 6 月30日
(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日)を適用しております。 これにより、当中間会計期間の営業利益、経常利益はそれぞれ1,623千円、税引前中間純利益は37,850千円減少しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

区分	第27期中間会計期間末 (平成23年 6 月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	342,735千円
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

区分	第27期中間会計期間 自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 6 月30日
1 減価償却実施額	有形固定資産 25,030千円 無形固定資産 35,898千円
2 営業外収益のうち主要なもの	雑収入 1,371千円 上記雑収入のうち主要な項目は、従業員に対する入院・手術給付金546千円であります。
3 営業外費用のうち主要なもの	支払手数料 8,829千円
4 特別損失のうち主要なもの	資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 36,226千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第27期中間会計期間(自 平成23年 1 月 1 日至 平成23年 6 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第26期事業年度末 株式数 (株)	第27期中間会計期間 増加株式数 (株)	第27期中間会計期間 減少株式数 (株)	第27期中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	800	-	-	800
合計	800	-	-	800

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第27期中間会計期間(自 平成23年 1 月 1 日至 平成23年 6 月30日)

1. ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内 196,255千円

1年超	703,247千円
合計	899,503千円

(金融商品関係)

第27期中間会計期間末(平成23年6月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

(1)平成23年6月30日における金融商品の中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は次のとおりであります。

(千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,646,168	5,646,168	-
未収委託者報酬	906,717	906,717	-
未払金	888,806	888,806	-

(2)金融商品の時価の算定方法

当社の金融商品は短期決済されるものなので、時価は帳簿価額にほぼ等しくなっております。したがって時価は当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

第27期中間会計期間末(平成23年6月30日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
投資信託受益証券	14,000	17,117	3,117
合計	14,000	17,117	3,117

(デリバティブ取引関係)

第27期中間会計期間(自 平成23年1月1日至 平成23年6月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第27期中間会計期間末(平成23年6月30日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)	47,095千円
時の経過による調整額	265千円
当中間会計期間末残高	47,360千円

(注)前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

第27期中間会計期間(自 平成23年1月1日至 平成23年6月30日)

当社は、投資運用業及び投資助言代理業の単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

第27期中間会計期間(自 平成23年1月1日至 平成23年6月30日)

(1)製品及びサービスごとの情報

	投資信託委託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への営業収益	6,910,815千円	169,426千円	47,057千円	7,127,299千円

(2)地域ごとの情報

本邦外部顧客への営業収益が営業収益総額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一顧客が存在しないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

第27期中間会計期間 自 平成23年1月1日 至 平成23年6月30日	
1株当たり純資産額	6,693,022円70銭
1株当たり中間純利益	383,967円32銭
中間損益計算書上の中間純利益	307,173千円
1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式にかかる中間純利益	307,173千円
差額	-
期中平均株式数	
普通株式	800株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) (3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】**(1) 定款の変更**

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

委託会社が事業の全部または一部を譲渡しようとするときは、当該期日の一月前までに、その旨を公告するとともに、すべての営業所の公衆の目につきやすい場所に掲示したうえ、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届出ます。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称	資本金の額	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成23年3月末日現在

< 再信託受託会社の概要 >

名称	資本金の額	事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

平成23年3月末日現在

(再信託の目的)

原信託契約に係る信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社 株式会社ＳＢＩ証券(注) 極東証券株式会社 コスモ証券株式会社 日産センチュリー証券株式会社 東海東京証券株式会社 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社 ワイエム証券株式会社 浜銀ＴＴ証券株式会社	2,280百万円 47,937百万円 5,251百万円 13,500百万円 1,500百万円 6,000百万円 3,000百万円 1,270百万円 3,307百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成23年3月末日現在

(注)株式会社ＳＢＩ証券では、新規のお申込みは取扱いません。

(3)投資顧問会社

名称	資本金の額	事業の内容
ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド	959,789英ポンド (117百万円)	イギリス籍の法人であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付随する一切の業務を営んでいます。

平成23年11月30日現在、英ポンドの円貨換算は、平成23年11月30日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド＝121.92円)によります。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの信託財産の保管および管理を行います。

(2)販売会社

募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行います。

(3)投資顧問会社

委託会社より運用指図の権限の委託を受け、外国株式の運用指図を行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

委託会社と投資顧問会社の最終的な株主はピクテ・アンド・シーのパートナーです。

第3【参考情報】

当計算期間において下記の書類を関東財務局長に提出しています。

平成23年 6 月20日提出 有価証券報告書

平成23年 6 月20日提出 有価証券届出書

平成23年 6 月30日提出 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年11月9日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているe - ファンド@ピクテの平成23年3月23日から平成23年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、e - ファンド@ピクテの平成23年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（26期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年3月18日

ピクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピクテ投信投資顧問株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピクテ投信投資顧問株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（27期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年9月16日

ビクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビクテ投信投資顧問株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ビクテ投信投資顧問株式会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（26期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月11日

ピクテ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているe - ファンド@ピクテの平成22年9月22日から平成23年3月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、e - ファンド@ピクテの平成23年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピクテ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（25期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年3月15日

ビクテ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビクテ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成21年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビクテ投信投資顧問株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。